

＼ 経営者保証いりません ／

経営者保証なしで融資を受けられる新制度
はじめました!

身に着けたノウハウを生かして独立したい。
運転資金を借りたいけど、連帯保証人になるのは不安だな・・・

フランチャイズオーナーとして開業したい。
初期費用を借りたいけど、連帯保証は必要なのかな？

事業を法人化したい。
連帯保証人にならずに融資を受けられないかな？

このような悩みをお持ちの方
スタートアップ創出促進保証
(信用保証制度)
の利用をご検討ください

スタートアップだけでなく、
創業全般に
ご利用いただけます

活用事例

レストラン（保証金額800万円）
数店舗の飲食店勤務後に、独立を志し創業。設備資金
は自己資金にて手当し、本制度は事業が軌道に
乗るまでの仕入れ、人件費等運転資金確保の為に申込。

制度詳細は裏面をご確認ください



スタートアップ創出促進保証制度の概要

保証限度額	3,500万円	保証割合	100%保証
対象資金	運転資金、設備資金	申込方法	金融機関経由
返済方法	原則均等分割返済	保証期間	10年以内 (据置期間1年又は3年以内)※
担保	不要	保証人	不要
融資利率	金融機関所定利率	保証料率	1.0% (創業関連保証の保証料率に 0.2%上乗せ)
添付書類	創業計画書(スタートアップ創出促進保証制度用)		

※次のいずれかに該当する場合、3年以内とすることができます。なお、プロパー借入とは、信用保証協会の保証を付さない借入をいいます。

- ①本保証付借入と原則同時に、申込金融機関からプロパー借入をする
- ②保証申込時にプロパー借入の残高がある

本制度をご利用いただける方

創業後5年未満の法人

- 事業を営んでいない個人が設立した法人で、設立から5年未満である
- 分社化により別法人として新たに設立した法人で、設立から5年未満である
- 事業を営んでいない個人が開始した事業を法人化し、個人創業時から5年未満である

創業を予定されている方

- 事業を営んでいない個人で、2か月以内に法人を設立し事業を開始する具体的な計画がある
- 分社化により別法人を設立して事業を開始する予定の法人



創業を予定されている方、または税務申告1期末終了の方は、創業資金総額の1/10以上の自己資金が必要となります。

ガバナンス体制の確認



本保証制度を利用した方は、原則として法人設立から3年目と5年目に、ガバナンス体制の整備に関するチェックを受け、「ガバナンス体制の整備に関するチェックシート」(写)を金融機関に提出してください。

お問い合わせ先

石川県信用保証協会

事業部 経営支援課

TEL 076-222-1550

詳細な制度概要はこちら

(中小企業庁ホームページ)

